

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

平成二十年四月十五日

ページ

告示

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)

○指定構造計算適合性判定機関の指定

○土地改良区役員の就任の届出

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

○選挙管理委員会

告示

(都市計画課)	一	一	一
(同)	一	一	一
(建築安全推進室)	二	二	二
(大河原地方振興事務所)	二	二	二
一	一	一	一
仙塩広域都市計画高度地区			
二	一	一	一
縦覧場所			
富城県庁(土木部都市計画課)			

○宮城県告示第四百六十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百五十八号
多賀城市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百五十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百五十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 あすと長町中央地区計画

宮城県知事 村井嘉浩

二 繼続場所

○函城県庁（土木部都市計画課）

建築基準法（昭和二十五年法律第一四四号）第十八条の第一項の規定によつて指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月十五日

があつた平成十七年六月六日報知書にて、提出の報知書が提出されたので、平成十八年函選管第88号の一部を次のとおり改めた。

平成二十年四月十五日

函城県選挙管理委員会

森 明 史 藤 健 一

十井農業大口新規機関の平成十七年六月六日報知書の提出

一 直接及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

二 構造計算適合性判定の業務を行つて事務所の所在地

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

三 指定年四月

平成二十年四月八日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年四月

平成二十年四月十一日

○函城県指示第四四六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第五九五号）第十八条第十六項の規定によつて、三崎町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があつた。

平成二十年四月十五日

函城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

就任した者

就任年月日	氏名	住所	所	役職
平成二十年四月四日	今田勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十一番地	監事	

選挙管理委員会

第1950号 平成20年4月15日 火曜日 面 報 公 布

○函選管指示第四四六号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第五九四号）第十一條第一項の規定によつて政治団体からの提出